

「新型コロナウイルスに関連した患者発生の公表について」
の改正について

このことについて、令和2年8月27日開催の第15回新型コロナウイルス感染症対策本部での協議の結果、「新型コロナウイルスに関連した患者発生の公表について」を別添のとおり改正しましたので、お知らせします。

なお、今後の公表は、速やかに情報を提供する観点から、旧基準にあった年代、性別及び住所については省略します。

令和2年4月28日市長決裁

新型コロナウイルスに関連した患者発生の公表について

改正 令和2年9月10日

新型コロナウイルスに関連した患者（感染者）の発生情報（退院者等の情報を含む。）の公表に当たっては、個人情報保護の観点から、保健所が本人の同意を得て、東京都が所管する全ての保健所の情報を取りまとめ、区市町村ごとの人数をホームページで公表しております。

そのため、市民に患者が発生した場合は、東京都の発表を受けて、その公表している内容を基に、市ホームページにおいて公表しております。

しかしながら、患者が職員（会計年度任用職員及び小中学校の教職員を含む。）である場合又は市の管理する施設で発生した場合は、東京都の公表を待たずに、職員の雇用主又は施設の管理者であることから、人権及び個人情報保護に十分配慮して、下記のとおり公表します。

記

1 公表する内容

患者の人権及び個人情報保護に十分に配慮する必要があることから、原則として、次の内容のみを公表します。

- (1) 患者が職員であるか、市の管理する施設で発生したかについて
- (2) 発症日等
- (3) 症状（発熱の状況等）
- (4) 濃厚接触者の有無及び人数等
- (5) 勤務場所（所属等）又は利用した施設名
- (6) 施設の立ち入り制限及び消毒作業の実施状況
- (7) クラスタ感染の場合はその状況
- (8) 感染予防の参考となる事項その他

2 公表の方法

記者会見、プレスリリース、市ホームページへの掲載、その他の方法のうち、患者発生の状況に応じて、必要な公表方法により行います。

附 則（令和2年9月10日市長決裁）